

令和5年12月1日採用  
日吉津村会計年度任用職員（フルタイム）  
採用試験 受験案内  
＜ 保 育 士 ＞

1 受付期間

受付期間	令和5年9月15日(金)～令和5年10月18日(水) * 受付時間：午前8時30分～午後5時00分 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。) * 受付方法：日吉津村役場総務課へ履歴書を持参もしくは郵送 (※締切必着)
------	--

2 試験の日時、会場、試験内容

試験日時	令和5年10月20日(金) 午前10時00分～
試験会場	日吉津村役場2階 会議室
試験内容	○面接試験：適性等について個別面接  * 受験者多数の場合は、面接開始時間から自分の面接が実施されるまでに、30分～1時間程度お待ちいただく場合があります。

3 受験申込手続

申込書類	○履歴書（顔写真を添付） 1部 * 履歴書の上部余白部分に「保育士」を朱書してください。 * 併願はできません。 * 資格について、必ず資格欄への記載をお願いします。 ○保育士免許のコピー 1部 * 採用決定後、 <u>在職証明書</u> （本村以外の保育園等での勤務がある場合のみ）を11月15日(水)までに提出することによって、給料格付けを決定します。未提出の場合は、反映させません。 * 受理した応募書類は返却しません（個人情報の観点から適正に取り扱いをします）。
申込先 及び 問合せ先	日吉津村役場 総務課 総務室 〒689-3553 日吉津村日吉津 872-15（日吉津村役場1階） 電話 0859-27-5950 * ご不明な点は、上記問い合わせ先までお尋ねください。

4 合格者の発表

発表の 時期・方法	合否通知書を3日後を目処に、受験者全員へ連絡しお知らせします。
--------------	---------------------------------

5 募集する職、採用予定者数、主な職務内容、受験資格等

配 属 先	ひえづこども園（日吉津村大字日吉津 967-2）		
募 集 す る 職	保育士	採 用 予 定 者 数	1 名
主 な 職 務 内 容	○保育所業務（乳幼児保育）		
受 験 資 格	<p>○保育士の資格を持っていること</p> <p>※次のいずれかに該当する人は、受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul>		

6 合格者の採用及び勤務条件等

任用期間	令和5年12月1日～令和6年3月31日（※勤務成績及び予算措置の状況等に応じて令和6年4月以降に再度任用される場合があります。）
給 与	<p>保育士（有資格） 月額 158,900円～185,200円</p> <p>※採用日前における職歴に応じて給与月額を決定します。</p> <p>※今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する可能性があります。</p>
諸手当	<p>期末手当：なし（※次年度に再度任用された場合は年2回支給あり）</p> <p>通勤手当：片道2km以上の場合、距離数に応じて別途支給。</p> <p>時間外勤務手当：基本無いが、依頼した場合は別途支給。</p> <p>その他一定の条件のもと、退職手当の支給があります。</p>
勤務日	<p>勤務時間：1週間当たり38時間45分</p> <p>勤務日時：午前7時15分～午後6時45分のうち7時間45分（休憩1時間）</p> <p>月曜日～土曜日のうち5日間（祝日は除く。12/29～1/3は休日）</p> <p>※休日は、毎週日曜日と祝日とし、土曜日に勤務する場合は平日に振り替えて休暇とします。</p>
休 暇	<p>一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。</p> <p>年次有給休暇 3日</p> <p>特別休暇【有給】 忌引休暇、結婚休暇、産前・産後休暇など</p> <p>【無給】 病気休暇、子の看護休暇など</p> <p>その他に育児休業制度などがあります。</p>
社会保険	市町村共済組合、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
労 災	労働者災害補償保険制度が適用されます。
服 務	地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
その他	<p>応募資格が無いこと及び履歴書記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すことがあります。</p> <p>地方公務員法の規定に基づき採用はすべて条件付とし、採用後1ヶ月の勤務成績が良好であった場合に会計年度任用職員として正式採用となります。</p>